

妊娠中絶

メアリ・アン・ウォレン

江口聡訳

2015年8月10日

Mary Anne Warren, “Abortion”, in Helga Kuhse and Peter Singer, *A Companion to Bioethics*, Blackwell, 1998 の勝手な訳。大学での生命倫理学などの授業で使用してもらってもかまいませんが、著作権者および出版社の許可をとっていません。

世界は、妊娠中絶が合法である司法区域と非合法の区域とに分かれたままである。中絶は中国とインドそしてその他のアジア諸国の多くでは長年許容されている。19世紀に、工業化した国家の多くで中絶は禁止された。それ以前はそれらの国々でも少なくとも妊娠初期の中絶は合法だった。こうした禁止は現在ヨーロッパと北アメリカ、そして工業化した国家のほとんど廃止された。しかしながら、世界保健機関の報告によれば、世界の人口の25パーセントを含む52カ国が、女性の生命が危険にさらされているときだけ中絶を許容している。これらの国には、アフリカと中央・南アメリカの多く、中東の数ヶ国、そしてアイルランドやポーランドのような少数のヨーロッパ諸国が含まれている。

中絶が合法の場所でも、しばしば中絶禁止の復活を求める国内・国外からの圧力がある。米国では合法に中絶をおこなう病院に対する爆破や放火が多数あった。また数人の医師とクリニック労働者が中絶反対者によって殺害された。中絶反対者のほとんどはこのような暴力を容認しているわけでない。しかし、中絶の方をより大きな悪であると見なして、そうした暴力を非難することを拒否する人々もいる。

これらの状況の下、中絶の道徳的容認可能性に対する賛否の議論を慎重に検討することはとても大事だ。自分の妊娠を終らせることを選択する道徳的な権利を支持する議論から始めることにする。これらの議論はまず、女性に彼女達自身の受胎能力をコントロールする有効な手段を与えない場合の有害な結果とりわけ女性や子どもにとっての に焦点を当てるものである。第二に、この権利の否定が含意する女性の基本的な道徳の権利の侵害に焦点を当てる。次に女性が中絶の選択を容認することに反対する主な議論を考える。第一の、最も重要なものは、ヒトの胎児は、受精した時点から ^{パーソン}人であり、したがって他の人々と同じ道徳的な権利を有するというものだ。これはローマカトリック教会の公式見解であり、彼らは中絶が潜在的な母親の命を救う唯一の方法である場合でさえ、妊娠中絶は決して道徳的に容認されるものではないと見なしている。他の中絶反対の議論は、胎児は人になる潜在性をもつ^るのだから生命に対する道徳的な権利を持つというものである。また、中絶への無制約なアクセスに反対する議論のなかには、胎児は生命権を持つという主張に依存しないものもある。たとえば、なんにせよ女性自身が適切だと考える理由のためならば中絶を認めてしまうことは、人命の軽視であって好ましくないと主張する人もいる。これらの議論を順を追って考えていこう。

1 自由にもとづく議論

選択の自由の擁護論は、望まない妊娠を避けることをしばしばひどく難しくしてしまっている諸要因を見ることからはじめねばならない。第一に、大多数の女性は、夫婦関係を結ぶか否かにかかわらず、少なくとも子供を産む能力の時期には男性と性的関係をもつ。ほとんどの女性は（ほとんどの男性と同様に）性的関係を結ぶことを望んでおり、それを人生の普通の一部だと考えている。妊娠が望ましくない場合に女性は性的関係を避けるべきだと期待することはできない。男性との異性愛は社会的に推奨されており、女性と子供にとって経済的に重要でもある。世界中どこでも女性は通常子育ての責任を負っているが、お金を稼ぐ力は通常男性よりずっと低いからである。

第二に、避妊具をまったく慎重に使用してさえ、妊娠しないことは保証されない。すべての避妊には相当な失敗率があり、もっとも効果的なもの（デポ・プロヴェラやノルプラント、ピルなど）は多くの女性にとって医学的に安全ではない。特に有用な医学的ケアをほとんどあるいはまったく受けられない場合危険である。第三に、すべての女性に避妊具の効果的使用の自由や金銭的資源があるわけではない。最も安価な避妊具でさえ世界中の大多数の人々にとっては経済的に手の届くものではない。農村部では、避妊具を得られる診療所への交通手段がしばしば欠如している。妻が避妊することを禁じる男性もいる。またあるローマカトリックを含むいくつかの宗教では、避妊のための人工的な手段は罪悪であると教えている。最後に、近親姦やレイプの結果としての妊娠もある。

こうした状況のもとでは、安全な中絶の方法のない女性は、いつ何人子供を産むかを確実に決めることができない。選択の自由なしには、女性たちは、自身自身の生命と健康、そしてすでに生まれた子どもたちの生命と健康を守ることができない。中絶が不可能ならば生まれることになる子供たち全員を育てる資源をもたない家族も少なくない。妊娠期に十分な栄養と医療的なケアが不足している女性は、出産時に死亡する確率が高くなり、またそうした女性たちの子どももまた、幼少時に死亡する確率が高い。文化によっては、妊娠したことがわかった未婚の女性は重い罰時には死刑を受けることがある。もっと寛容な文化においても、自分が育てられない子供を生む女性は、子供たちと自分自身にひどい貧困を運命づけてしまうことになる。

こうした理由から、女性はしばしば予定せざる妊娠を経験し、それを終らせることが必要だと判断する。こうした必要性は非常に切迫したものであるため、中絶が非合法的な地域では、多くの女性が、死刑や無期懲役などの刑を受ける危険を冒してまで、闇手術や薬物を用いた中絶を受ける。WHO は、危険な中絶が原因で 1 日に 500 人もの女性が死亡していると推定する (WHO 1992)。

安全で合法の中絶が受けられないことに苦しんでいるのは、個々の女性や家族だけではない。地球は急速に増加している人口を無制限に養えるわけではない。地球温暖化による不安定な気候、旱魃や侵食、洪水などによる農地の損失は、現在のレベルで人口を養う各国の能力を深刻に脅かしている。しかし最貧国では急速に人口が増加している。その多くでの理由の一つは、避妊と中絶へのアクセスがなく、女性に選択したであろうよりも多くの子供を生ませているためである。

中絶を選択する自由を擁護する議論には、帰結主義的なものがある。すなわち、選択の自由が存在しない場合の有害な帰結に焦点を当てるものである。また、権利ベースの議論もある。これは中絶の禁止に本質的に含まれる自律の削減に焦点を当てるものである。自分自身の体に起こることを管理する医療の制限内で正当性は、人間の自由の基礎的な部分である。こうした権利を女性に認めないということは、女性のその他の道徳的権利の多くを侵害することになる。それには、生命権、健康に対する権利、自分自身と女性が責任を負っている人々にとって満足できる生活を追求する権利が含まれる。フェミニスト（すべてというわけではな

いが)と市民的自由主義者は、こうした自律の侵害は、完全で平等な基本的道徳的権利をもった人間としての女性自身の道徳的地位とあいられないと考えている。

胎児が生命権をもった人間でないならば、こうした議論は非常に説得力がある。しかしながら、こうした議論も、胎児は我々とまったく同じ生命権を持つと信じている人を説得することはできない。せいぜい大目に見ても、生命権をもっている人間が、単に他の人間に対する悪い帰結を回避するために殺されることを許すことは道徳的には問題がある。生命権を放棄・喪失するようなことはなにもしていない無垢な人間を意図的に殺す資格は誰にもないことは確かなことである。しかし、胎児は完全で平等な生命権をもった人間であると信じる健全な理由はあるだろうか？

2 胎児の生命と人間性

しばしば、妊娠の瞬間に人間の生命が始まると言われる。精子に含まれた DNA が卵子へと入り込むことで、新たに受精卵（もしくは接合子）に、それぞれ固有の人間の遺伝子型が与えられ、成熟した人間への発達が可能になる。この発達は、妊娠の瞬間からはじまる漸進的で連続的なものである。それゆえ、ときに次のように議論される。人間が存在し始める瞬間として、納得がいくように定義されるような時点は他にはない。もしすべての人間が、平等な生命権をもっているとすれば、この議論にもとづくならば、接合子は他の人間と同じように、生命権をもっているものとして見られねばならない。発達の初期段階にあること、社会的に不可視であること、生命維持のために女性の身体に依存していることなどは、いずれも、生命権を含む基本的人権を否定したり削減したりすることを正当化しない。もし、胎芽や胎児が生命権をもつならば、そのとき、年上の人間の殺害を等しく正当化するような条件を除いて、彼らは殺されえないことが帰結するように思われるだろう。われわれは、経済的要請や親の生活や健康を脅かすこと、あるいは人口過密効果に関する懸念などを理由として、親がすでに生まれた子供たちを殺すことを許可することはない。そしてもし、胎児が生命権をもつならば、そうした理由による中絶もまた許可されるべきではない。

しかし、人間の生命が妊娠の瞬間から始まるというのは真だろうか？ この主張は極めて曖昧である。もし、この主張が、卵子の生物学的な生命が受精の瞬間に始まるということの意味するならば、そのとき、それは確実に偽である。卵子は、女性の卵巣の中で、その女性が生まれる前に形成される。それゆえ、結果的に受精した卵子は、それまでの間すでに長い時間を生きていることになる。さらにもし、上の主張が、卵子が受精の瞬間に生物学的に人間となるということの意味するならば、その場合もやはり偽である。受精していない人間の卵子は、生きている人間の構成要素であるような、他の生細胞と同程度には、生物学的に人間である。卵子は倍数体ではなく半数体であるという点で、通常の間人細胞とは違う。しかしそれはヒトの精子と卵子では当然のことであり、種のメンバーでないことを示すわけではない。この観点からすると、われわれの身体を構成している何十億もの細胞すべてが、人間である、ということになる。もし、たんに生物学的人間性が、ある存在者に生命権を授けるために十分であるとすれば、歯磨きは大量殺人と道徳的に等しいことになるだろう。

人間の生命は受精に始まるという主張のもっと説得力のある解釈は、ヒト生命体はその辞典で存在し始めるというものだ。私たちの体を構成している細胞の多くは明らかにヒト生命体ではなく、単にその部分にすぎない。受精卵は、(双子になる分裂が起こらないかぎり) 遺伝的にユニークである点が異なっており、受精卵の多くは最終的に成熟した人間になる潜在性をもっている。それゆえ、受精卵は個体としてのヒト生命体とみなすことができるかもしれない。しかし、この解釈のもとでも、生命は受精の時点ではじまるという主張は経験的な根拠から反駁されうる。一部の倫理学者は、最初期の受胎物は、それから成長する胚と同じものを見ることはできないと主張する。なぜなら、最初の約 2 週間では、受胎物は未分化の細胞群で構成されており、この

細胞のどれでも、特定の環境下では胚を生じうる。この「前胚」は自然に分裂してしまうことがあり、その場合は双子や三つ子になる。逆に、それが他の前胚と合体して、一つの胎児になることもある。したがって、最初期の受胎物は結局のところ、個体としてのヒト生命体ではない(Ford, 1988)。その点の中絶議論と関係する。なぜなら大半の人工妊娠中絶は妊娠から 14 日以降になされるのではあるが、ある種の避妊手段（ピルや IUD のような）は受精卵の着床を阻害することによって効果を発揮すると考えられていて、この理由のために数人の中絶反対者はそれらを墮胎薬としてみなし、道徳的に容認できないとしているからである。

ヒトの前胚は個体としての人間の器官ではないだろうが、その前胚から発達した胚は、おそらくヒト生命体であろう。すると、問いは、すべてのヒト生命体は生命件を持つだろうか、というものになる。イエスとう答は自明ではない。ヒト胚と、少なくとも最初のトリメスターの間は、より成長したヒト生命体とはあまりにも違っているので、それらが人間であるとか、人間と同等の道徳的権利を持つものとみなすべきだということは明白とはほど遠い。なるほど確かに、印象的な身体的な類似点はいくらかある。第一トリメスターの終わりごろには、胎児は、顔や手足その他、人間と認識できる身体的特徴を持っている。しかし、心理的・経験的領域においては、類似点はまったく存在しない。第二トリメスターの後半、おそらくさらに多少のちの時期より以前には、胎児はほぼ確実に、神経生理学的な構造や機能を欠いている(Burgess and Tawia, 1996)。その構造や機能は、自己意識やその他のもっと複雑な精神的能力のような意識的経験が出現するために必要不可欠なものである。その結果、初期の胎児は痛みを苦しむこともなければ、求めている何かを奪われることもない。胎児は生物学的生命を持っているが、ジェームス・レイチェルが以前「伝記体の」生命と呼んだような生^{ライフ}、つまり、それがすでに経験しはじめた生は持っていない。また、この事実は、胎児が我々が持つものと同類の生命権を持つという主張に疑念を投げかけるだろう。

3 胎児の潜在性からの議論

中絶は不道徳であると主張する人々のなかには、胎児はすでに人間であるから理由ではなく、人間になる潜在性を持っているという理由をあげる人々がいる。もしすべての人間の生命に価値があるならば、いずれ人間に発育するという潜在性を持つ存在に同じような価値を認めるとすることは理にかなっているかのように思われるかもしれない。なにより、私たちのほとんどは自分の生命や将来を非常に重んじており、胎児は同じように自分の命を重んじるであろう人間に発育する。それならば、胎児の潜在的に価値ある将来が、胎児に私たちの命と同じ権利を与えることにならないのはなぜだろうか(Marquis 1989)。

潜在性からの主張への一つの応答は次のようなものである。他の文脈では、我々は特定の性質をもつことを、ある権利をもつ十分な条件とみなすが、その際に、その性質を発達させる潜在性だけでも十分な条件とみなすことはない。たとえば、ある選挙に投票する権利は 18 歳に達している市民に認められるとする。しかし、思春期前の子供のほとんどが 18 歳に達する潜在性を持っているとしても、彼らに選挙権を認めることはない。この違いは理にかなっている。なぜなら、ほぼ 18 歳の人たちとほぼ 8 歳の人たちとの間には、18 歳以上には選挙権を与え、それ以外の人たちには与えないということを正当化する違いがあるからである。同様に、発達の可能性のある人間と実際の人間の間には、彼らの法律上の要件や道徳上の地位の違いを正当化する違いがあるだろう。

胎児の人間としての潜在性が生命権を与えるという主張は、背理法による反駁を受ける。もしこうした主張が真ならば、特定の環境下でならば人間になる潜在性を持つ未受精卵にもまた適用されるはずである。この特定の環境には、受精のために十分な数のヒト精子が適切な時点で到着するということも含まれるだろう。しかし、これは、最終的に新生児が誕生するために生物学的に必要な膨大な条件の一つでしかない。したがって、

男性の遺伝子が到着したときだけ卵子は潜在的人間性を持つことになる」と主張することは奇妙である。ここから帰結するのは次のようなことである。もし潜在的人間が生命権をもっているとしたら、中絶が道徳的に不正なだけでなく、避妊手段を用いたり、妊娠が可能な場合に性行為を避けたりすることも道徳的に不正だということになる。もしこれらの結論を拒絶したいのなら、我々はすべての潜在的人間には生きる権利がある、という主張も拒絶しなければならない。

潜在的人間は高い価値があると評価されているというのは事実である。とりわけ子供がほしいと願っている人によってそう評価されている。妊娠が望まれている場合には、胎児はその人間になる潜在性を高く評価されるだろう。しかし、望まれない妊娠や、医学的に危険なとき、または胎児に重篤な異常が見つかったときには、胎児の潜在的人間としての評価が、現に生きている人間の必要性を上回らないことがあるだろう。また、すべての潜在的人間が現実の人間になることは生物学的にも不可能であるし、また道徳的に望ましくもない。ヒトの生殖生物学によれば、ほとんどの卵子は接合子にならない。そしておそらくほとんどの接合子は生育可能な胚にならない (Grobstein 1988)。さらに、こうした事情はよいことでもある。女性の子供を産み育てる能力は限られており、また地球がもっと多くの人間をやしなう能力も限られているからである。

4 妊娠中絶と胎児の発達

ここまでの議論によれば、初期の胎児の生物学的な人間性もその人間になる潜在性も、胎児に人間と等しい生命権を与えることを認める妥当な理由にはならない。しかしながら、妊娠の経過に伴って胎児を単なる潜在的な人間とみなすことはより一層困難になる。胎児は新生児とよく似てくるだけでなく、ある時期 おそらく妊娠第二トリメスターの後期、あるいは第三トリメスター に原初的な形態の意識をもつことがある。これは、初期の妊娠中絶が後期のものよりも道徳的に望ましい理由の一つとなる。他の理由は、初期の妊娠中絶は女性にとっての医学上の危険がかなり低く、また肉体的・感情的な外傷も少ないことである。早期に妊娠中絶をおこなう場所では、妊娠を終えることを望む多くの女性が、第二トリメスターが終わるかなり前に中絶するのを強く選好する。

それにもかかわらず、ときには妊娠後期中絶が正当化される状況もありうる。米国のほとんどの州では妊娠後期中絶が法的に禁止されていないにもかかわらず、妊娠 24 週を過ぎた後で中絶が行われるのはごくわずかである ある研究によれば約 0.01 % である (Henshaw et al., 1985: 91)。これらの非常に遅い時期の中絶は、死産あるいは出生後の死が確実な無脳症 (脳的全てあるいはほとんどが存在しない) のようなひどい障害をもっているときに行われている。このような事例においては、女性の健康と将来の妊娠可能性のため、妊娠中絶が必要になることがある。

5 中絶を困難にする

一部の人は胎児が生命権をもつということは疑っているが、「必要あればいつでもの中絶」を許容する政策を拒否している。この見方によれば、中絶が簡単に可能であるならば、あまりに多くの中絶が行なわれ、また道徳的に不適切な理由から行なわれることも頻繁になる。結果として、こうした人々は、中絶をもっと困難にする法律を支持する。中絶は女性に対して重大な医学的危険がある場合のみ、あるいは例外的な経済的・個人的困難がある場合のみ許可されるべきだと主張する人々もいる。既婚女性は中絶をおこなう前に彼女の夫の同意が要求されるべきであり、また、法律上で 18 歳未満の女の子は両親の同意を得ることを要求されるべきだと何人かは思っている。中絶を求めている女性に対する強制的なカウンセリングや、中絶の要求と実施と

のあいだに強制的な待機期間をおくことを支持する人々もいる。これらの制限的な政策をおこなっている司法区もある。

中絶は利用困難にされるべきだという人々は、決定を女性の手とおそらくその医者に残すことは、人間の生命の価値を下げることだと信じている。彼らの見解では、人間の生命は、当人が生き続けるための道徳的な権利を持たない場合でさえ、尊いものとして尊重されるべきなのである。この主張は、もし自由にそうできるようになったとしたら、多くの女性が些細な理由で妊娠を取りやめてしまうことを想定している。しかし、決定の結果にかかっている女性の個人的利害の大きさを考えれば、この想定はありそうにないものである。中絶の任意の選択にとっての障害を形成する法と規制は、既にとても困難な個人の状況を、より一層困難にすることしかできない。これらの法は、若い女性、貧しい女性、身体が不自由な女性、または著しく弱い女性たちに、最大の苦難を与える。もし、目指すものが中絶の総数をへすことによる、人間の生命の価値の表明であるならば、より正しく、より効果的なアプローチは、性教育の改善をサポートすること、避妊への世界共通のアクセス、そして安全で効果的な避妊具の開発を狙った研究である。

6 中絶論争のイデオロギー的背景

現在中絶は論争の種であり、それは胎児が多くの人が胎児が生命権をもつことを信じているからではなく、性道徳や女性の適切な社会的役割などについての古代からの論争の強力なシンボルであるからである。Kristen Luker (1984) が記しているように、中絶に反対のアメリカ人はこうした問題に比較的保守的である。そして同じことは他国でも言える。中絶反対論者はしばしば、男女が伝統的な家庭の役割を放棄してしまえば、女性や子供、そして全体としての社会が被害を受けることになることと心配している。彼らが信じているところでは、合法的中絶はジェンダー化された家族役割を掘り崩してしまう。その一部は婚外性交渉を女性にとってそれほど危険ではないものにし、また男性に自分の子供を養わなないことを簡単に合理化させてしまうことによる。対照的に、合法的中絶に好意的な人々は、男女にはそれぞれ別の社会的役割が必要だとか、性的活動は子供をもつことに対する相互的なコミットメントがなければ常に道徳的に問題があるといったことを信じない傾向がある。

安全で合法的な中絶が、社会に対する害を帰結するという見解を支持する証拠を提出することは難しい。逆に、経験的証拠にもとづけば、少なくとも現在のところは、中絶へのアクセスは女性と家族と人類全体のウェルビーイングにとって重要であるということが強く示されている。自発的な中絶は社会を害するという信念は、感覚を生じる前の胎児に対して道徳的平等をもたらしべきだという信念と同じように、常にではないとしても通常は宗教的信念である。古典的リベラルの見解によれば、宗教的信念や、他の種類の経験的サポートのなく普遍的に受容されていない信念によっては個人の自由が制限されるべきではないとされる。中絶に対して、完全に世俗的な根拠からは道徳的な反対論を立てることはできない。そして多くの人々（多くの社会でのマジョリティ）は、女性が中絶を選択する権利を支持するような道徳的・宗教的信念をもっている。こうした理由から、中絶への無制約のアクセスは、生殖の自由と同じように宗教的自由の重要な部分である (Wenz, 1994)。

7 結論

女性はしばしば中絶を選択する切実な理由がある。それはまだ経験をもちはじめていない胚や胎児を殺すことを正当化するに十分な理由である。後期中絶は道徳的にもっと問題が多く、また早期中絶の選択が許されているならば多くの女性が望むものでもない。しかしながら、後期中絶もある種のケースでは正当化可能であ

る。たとえば、胎児が悲惨な障害を負っていたり、女性の生命や健康への危険が深刻な場合である。中絶はせいぜいのところ極端に不快な経験であり、また多くの人々がそれに悩み苦しむのだから、おこなわれる中絶の総数を減らすことは正当な社会的な目標の一つである。しかしながら、女性の自律とウェルビーイングの尊重は、その中絶数の削減は、望まない妊娠や医学的に危険な妊娠を避けることによってなされるべきであり、中絶を受けることを不必要に困難にする法的な禁止や制度的規制によるものであるべきではない。

参考文献

- Burgess, J. A. and S. A. Taiwa (1996) "When did you first begin to feel it?: Locating the beginning of human consciousness," *Bioethics*, Vol. 10, No. 1.
- Grobstein, Clifford (1988) *Science and the Unborn*, Basic Books.
- Henshaw, S. K., N. J. Binkin, Blaine E., and Smith J. C. (1985) "A portrait of American women who obtain abortions," *Family Planning Perspectives*, Vol. 17.
- Luker, Kristen (1984) *Abortion and the Politics of Motherhood*, University of California Press.
- Marquis, Don (1989) "Why Abortion Is Immoral," *The Journal of Philosophy*, Vol. 86, No. 4. (ドン・マーキス, 「なぜ妊娠中絶は不道德なのか」, 山本圭一郎訳, 江口聡編監訳, 『妊娠中絶の生命倫理』, 勁草書房, 2011).
- McCauley, Ann P. et al. (1994) "Opportunities for women through reproductive choice," *Population Reports*, Vol. 22.
- Noonan, John T., Jr. (1970) "An Almost Absolute Value in History," in John T. Noonan, Jr. ed. *The Morality of Abortion: Legal and Historical Perspectives*, Harvard University Press. (ジョン・ヌーナン, 「歴史上ほぼ絶対的な価値」(抄訳), 太田徹訳, 江口聡編監訳, 『妊娠中絶の生命倫理』, 勁草書房, 2011).
- Rosenfeld, Allan (1989) "Maternal mortality in developing countries: an ongoing but neglected 'epidemic'," *Journal of the American Medical Association*, Vol. 376.
- Wenz, Peter S. (1994) *Abortion Rights as Religious Freedom*, Temple University Press.
- WHO (1992) *Reproductive Health: a key to a brighter future*, Geneva.